

建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針の改正について

平成 27 年 7 月 22 日
国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課長

平成 27 年 7 月 22 日付けで、建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針を改正しましたので、お知らせいたします。

本改正内容は平成 28 年 7 月 1 日より施行します。(平成 28 年 6 月 30 日までは従来どおり)

改正後の建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針、新旧対照表は国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課のホームページ

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000034.html)に掲載していますので、ご確認下さい。

主な改正ポイントは以下のとおりです。

過去に認定された者が現在も社内に所属している企業	造園部門、都市計画・地方計画部門をすでに登録している、又は登録を考えている企業	他社で過去に認定を受けた者の雇用を考えている企業	認定申請を考えている企業
1 をご覧下さい	2 をご覧下さい	3, 4, 5 をご覧下さい	4, 5 をご覧下さい

1. 過去に認定された経歴を有する者の在籍報告について

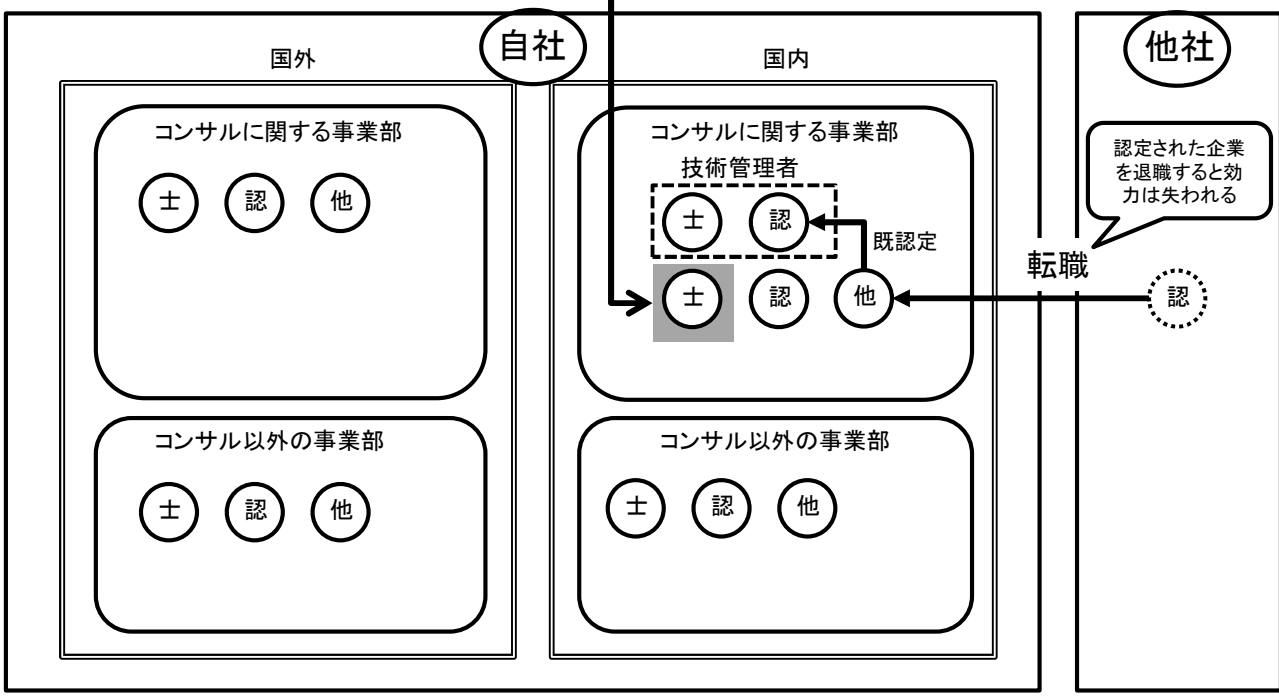
過去に認定された経歴を有する者について、認定された後の状況を把握するため、運用方針別記様式第 13 号を新設します。本様式は登録時又は毎年の現況報告書提出時にその都度提出しなければならないものとします。

本様式には、当該建設コンサルタントによって過去認定申請(既認定申請を含む)され、かつ認定された経歴を有する者の内、本様式の提出時点において、当該建設コンサルタントに所属する者(登録外の営業所に配置されている者、海外の営業所に配置されている者、建コン業務を行っていない者などあらゆる者を含む)を記載することとします。なお、本様式に記載漏れのあった者は認定の効力を無効とされるので注意してください。技術士等一覧表(規程別記様式第 8 号)とは記載できる者の範囲の考え方が異なりますので注意してください。

【改正前】
H28.6.30まで

技術士等一覧表
(規程別記様式第8号)に記載する。

凡例
士:技術士等の資格を有する者
認:認定された者
他:その他の社員
○:現在所属している者
⊙:過去所属していた者

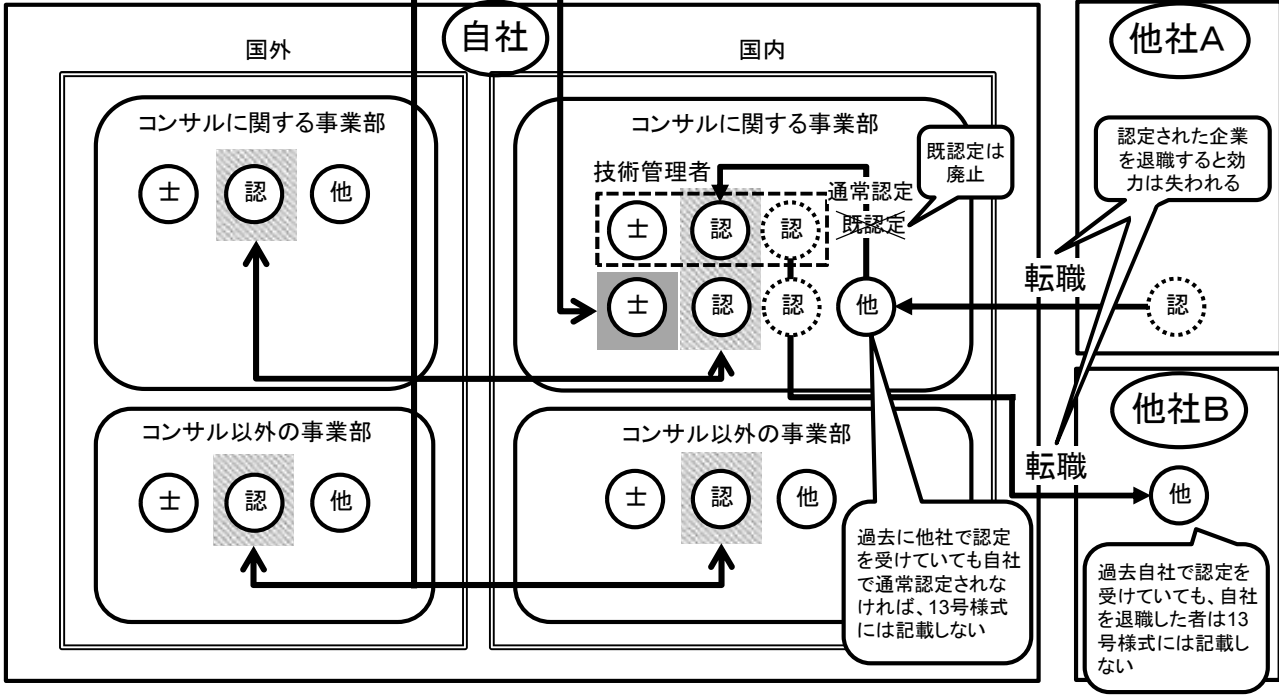


【改正後】
H28.7.1
から

過去に認定された経歴を有する者の在籍報告(運用方針別記第13号様式)に記載する。

技術士等一覧表
(規程別記様式第8号)に記載する。

凡例
士:技術士等の資格を有する者
認:認定された者
他:その他の社員
○:現在所属している者
⊙:過去所属していた者



2. 実務経験の事前審査

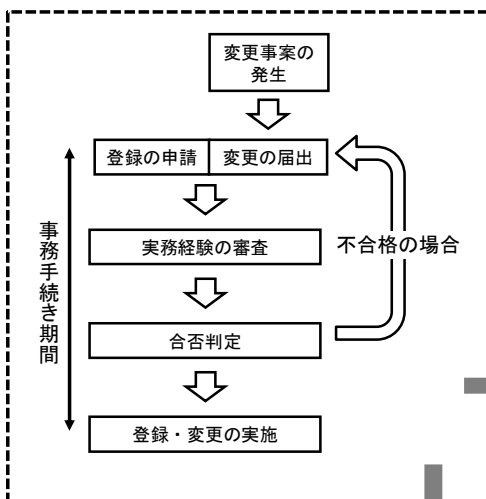
技術管理者になる方法としては、「①必要な資格を有している」「②①と同等と認定されている」の2つの方法があります。①の内、造園部門の場合と都市計画・地方計画部門で1級建築士資格を用いる場合の2つの場合においては、実務経験の審査が必要であるのはこれまでと変わりませんが、この2つの場合において、新たに実務経験の事前審査を可能とします。なお、従来どおり、実務経験の事前審査を行わず、変更事案発生後の変更届出の提出も可能です。

事前審査によって審査を合格した場合は、その後、登録又は変更の事案が発生したときに審査結果通知書と一緒に登録申請書又は変更届出書を提出してください。ただし、事前審査に合格後、1年以内に技術管理者として登録されなかった場合、事前審査に合格したという効力は無効となります。

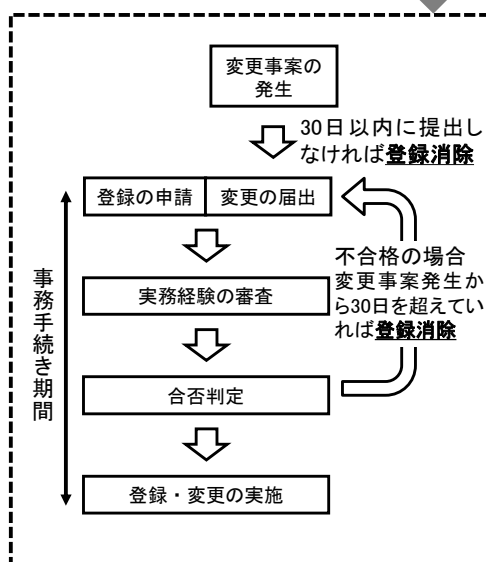
事前審査に合格したという効力が有効である間は、同一申請者からの同一部門に関わる再度の事前審査の申請は受理しないものとしませんが、それ以外においては、再度の事前審査の申請は可能です。

平成28年7月1日以降に事前審査を行う場合は、以下のような手続き順になります。

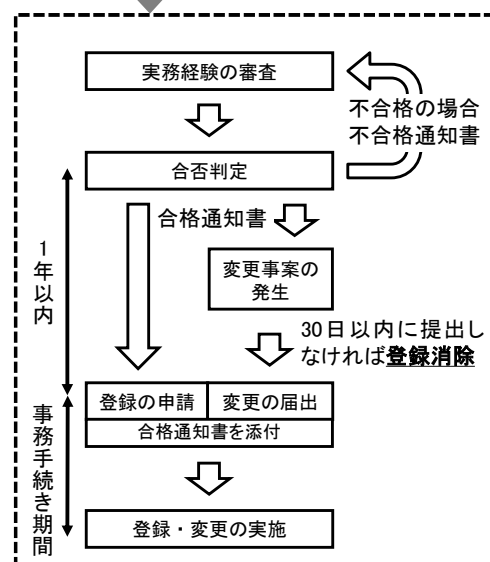
【改正前】H28.6.30まで



【改正後】H28.7.1から



又は



新たに可能となる
手続き

従来通りの手続き

これに伴い、変更申請の受付期間（変更があつてから30日以内）、技術管理者の要件を欠いた際の届出期間（欠いてから2週間以内）を厳密に運用するため注意してください。（それぞれ、正当な理由無く上記期限を超過した時点で自動的に登録が削除されます）

3. 既認定の廃止

既認定申請は、認定申請企業が、他社で一度認定を受けた者を自社の認定対象者とした場合、随時認定申請を可能とするものです。そもそも認定制度は、申請企業に認定対象者を技術管理者として登録してもよいことを認めているに過ぎないものですが、一方で個人に肩書きや資格を与えるような性質のものと解釈されている状況が多々見受けられることから、既認定という扱いを止め、過去に認定を受けたことのある者に対しても、通常認定と同様の扱いとします。これにより、今後は認定による技術管理者の配置を予定している企業は（配置予定技術管理者の過去の経歴にかかわらず）随時の認定申請ができなくなるので注意してください。なお、認定は最新の評価基準に基づいて認定判断を行いますので、過去の認定された事実は一切考慮されません。

4. 認定申請時期の変更

認定申請の時期を3月から7月に変更します。

改正内容は平成28年7月1日より施行されるため、平成28年度の申請は平成28年7月1日より受け付けます。（平成28年内は3月及び7月に認定申請の受付を行います。平成29年以降は毎年7月の年1回の受付になります。）

認定の申請者は当該建設コンサルタントであり、認定の対象者は当該建設コンサルタントに所属していることを厳に求めることとし、今後は申請時点で、将来的な採用予定を前提とした申請は受け付けないこととします。

5. 認定の有効期限について

認定された配置予定技術管理者が認定後1年以内に技術管理者として登録されなかった場合、認定の効力は失われるものとします。

※平成28年7月1日の施行に向けて、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課のホームページに情報や必要な様式を順次掲載しますので、適宜ご確認ください。